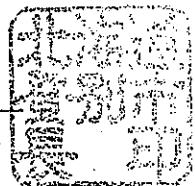


登監第1144号

令和3年2月9日

登別市監査委員 石山正志様
登別市監査委員 辻弘之様

登別市長 小笠原 春



令和2年度定期監査に係る是正・改善事項について
令和3年1月28日付け登監第102号で通知のありましたことについて、別紙
のとおり提出します。



令和2年度定期監査の結果に基づき講じた措置

監査結果の指摘事項	是正・改善等措置状況
収入事務 <p>領収書に関する事務について</p> <p>領収書の記載について、改ざんを防ぐための処理が行われていない事例や誤記抹消した場合の処理が不適切な事例が複数みられた。</p> <p>領収書は、現金の受領に係る重要な証拠書類であることから、その取扱いには十分留意すべきである。</p> <p>このような不適切な事務を続けていくことは、重大な事故の発生につながりかねないため、今後は領収書の重要性について職員の認識を十分に深めるための措置を講じられたい。</p>	<p>領収書の記載については、会計グループ作成のマニュアル「財務会計事務のポイント」により、担当グループ職員が事務処理について再確認をし、改ざんを防ぐための処理及び誤記抹消した場合の処理が適切に行われるよう徹底する。</p> <p>なお、本事項は、全庁的指摘事項のため、各部長への対応を指示するとともに、併せて全庁掲示板（庁内グループウェア）により周知を図る。</p> <p style="text-align: right;">【総務部総務グループ】</p>
支出事務 <p>支出負担行為に関する事務について</p> <p>支出負担行為書内訳書について、品名の記載不備や単価の誤記、合計金額の計算誤りなど、複数の不適切な記載がみられた。</p> <p>支出負担行為書内訳書の統一化を図るなどの対応策に取り組むとともに、組織的な確認体制を整え、適正な事務の執行に対する意識を高めることを望むものである。</p>	<p>支出負担行為書内訳書については、品名の記載不備や単価の誤記、合計金額の計算誤りなど、決算時において、起案責任者や総括主幹、専決権者等、複数によるチェックを改めて徹底する。</p> <p>また、事業者から提出された内訳書には、品名が長く、品名のすべてが記載されていないことがあり、支出負担行為書内訳書を作成する際同様の記載としていたが、現在は、事業者から提出された内訳書に品名のすべてが記載されていない場合、各事業者に品名を確認して支出負担行為書内訳書を作成することとし、改善を図っている。</p> <p>支出負担行為書内訳書の統一化については、統一様式を作成し、登別市財務会計規則に様式として追加するなど、適正な事務の執行ができるよう改善策を検討する。</p> <p>なお、本事項は、全庁的指摘事項のため、各部長への対応を指示するとともに、併せて全庁掲示板（庁内グループウェア）により周知を図る。</p> <p style="text-align: right;">【総務部総務グループ】</p>

監査結果の指摘事項	是正・改善等措置状況
<p>契約等事務</p> <p>随意契約の理由について</p> <p>前回の定期監査において指摘した随意契約の理由について、改善が見られるものの、一部に不明瞭なものが見受けられたため、理由を明瞭にするようさらなる改善を望むものである。</p>	<p>随意契約の理由については、件名、根拠となる法令及び条例・規則、随意契約をする相手先を明記のうえ、随意契約とする理由を簡潔かつ明瞭に記載するよう各部署において改めて徹底する。</p> <p>また、決裁時において、起案責任者や総括主幹、専決権者等、複数によるチェックを改めて徹底し、簡潔かつ明瞭な理由書とするよう心掛ける。</p> <p>なお、本事項は、全庁的指摘事項のため、各部長への対応を指示するとともに、併せて全庁掲示板（庁内グループウェア）により周知を図る。</p> <p style="text-align: right;">【総務部総務グループ】</p>
<p>財産管理事務</p> <p>備品管理事務について</p> <p>備品使用簿の管理状況について調査した結果、全体のおよそ2割のグループにおいて過去5年間に備品の点検を行っていないことから、物品管理者に定期的な点検を促すなど、備品の適正な管理を望むものである。</p>	<p>これまで、新たに物品の購入等や返納を行った場合又は人事異動等により管理換えが生じた場合には、物品管理者が速やかに物品出納員へ報告を行い、物品の管理に努めているところである。</p> <p>今後はさらに、定期的な物品の点検実施を促し、備品と備品出納簿とが相違することのないよう、更なる物品管理者の物品管理やリスク管理の認識を図り、適正な物品管理に努める。</p> <p>なお、本事項は、全庁的指摘事項のため、各部長への対応を指示するとともに、併せて全庁掲示板（庁内グループウェア）により周知を図る。</p> <p style="text-align: right;">【総務部総務グループ】</p>

監査結果の指摘事項	是正・改善等措置状況
<p>その他の事務</p> <p>金融機関検査について</p> <p>下水道事業会計、水道事業会計、簡易水道事業会計において、定期及び臨時に実施すべき出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関への検査が実施されていなかった。</p> <p>出納取扱金融機関等に対する検査については、地方公営企業法施行令第22条の5に基づき出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対し、公金の収納又は支払の事務及び預金の状況を検査しなければならないとされており、例規を整備するなど検査の実施に向けた措置を講じられたい。</p>	<p>登別市下水道事業会計規則、登別市水道事業会計規程及び登別市簡易水道事業会計規程において、金融機関検査についての規定を定めるとともに、出納取扱金融機関等との間で、令和3年度の検査実施に向け協議を進めてまいります。</p> <p>【総務部総務グループ】</p>
<p>その他の事務</p> <p>決裁後の起案用紙の取扱いについて</p> <p>前回の定期監査において指摘した決裁後の起案文書への決裁年月日の記載については、多くの部署で改善されているものの、一部未記載のものがみられた。</p> <p>本市における決裁後の起案用紙の取扱いについては、登別市文書事務取扱規程第15条のとおり、起案責任者が起案用紙に決裁年月日を記載することとなっていることから、記入漏れをなくす措置を講じられたい。</p>	<p>決裁後、起案用紙への決裁年月日の記入については、起案責任者が責任をもって記入の後、起案担当者に戻すことを再度徹底する。</p> <p>また、決裁後の起案文書は、専決権者が起案担当者に戻すのではなく、起案責任者へ戻すことについても併せて再度徹底する。</p> <p>なお、本事項は、全庁的指摘事項のため、各部長への対応を指示するとともに、併せて全庁掲示板（庁内グループウェア）により周知を図る。</p> <p>【総務部総務グループ】</p>

監査結果の指摘事項	是正・改善等措置状況
<p>収入事務</p> <p>領収書に関する事務について</p> <p>徴収した料金は、登別市水道事業会計規程第19条に基づき、企業出納員等は収納した現金をその内訳を示す書類を添えて、当該収納をした日のうちに出納取扱金融機関等に預け入れるべきであるが、収納した日に預け入れされていない事例がみられた。</p> <p>領収書は、現金の受領に係る重要な証拠書類であることから、その取扱いには十分留意すべきである。</p> <p>このような不適切な事務を続けていくことは、重大な事故の発生につながりかねないため、今後は領収書の重要性について職員の認識を十分に深めるための措置を講じられたい。</p>	<p>再発防止に向けて、当該運用を再度確認し、収納金を扱う職員に対し今後適正な事務を執行するよう周知を行った。</p> <p>また、徴収を行った職員から上司への報告を徹底するようにし、収納した日およびその翌日までの預け入れがなされているかをチェックするよう、体制を再確認した。</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部水道室水道グループ】</p>
<p>支出事務</p> <p>支出負担行為に関する事務について</p> <p>購入時の請求書により支払済みであった消耗品について、債権者が入金確認前に送付した請求書により2重に支払いし、戻入処理を行った。</p> <p>組織的な確認体制を整え、適正な事務の執行に対する意識を高めることを望むものである。</p>	<p>再発の防止に向け、グループ内での適正な事務の執行に対する意識を高め、確認作業を徹底し、チェック機能が適正に働くよう努めます。</p> <p style="text-align: right;">【消防本部総務グループ】</p>